

日 薬 業 発 第 169 号  
令 和 4 年 8 月 12 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

令和4年8月3日からの大雨による災害を受けた  
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を  
アクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その3）

標記につきまして、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和4年8月3日からの大雨による災害については、令和4年8月10日付け日薬業発第164号ほかにてお知らせしたところですが、今般、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について別添の別紙2のとおりに示されました。

緊急時医療情報・資格確認機能とは、災害等が発生した場合に、患者がマイナンバーカードを紛失等した場合であっても、医療機関・薬局がオンライン資格確認等システムを通して保険資格情報・医療情報（薬剤情報・特定健診情報等）を閲覧することができるものです。

また、今回のアクティブ化の範囲は、青森県における地域が対象となっており、アクティブ化の期間につきましては、令和4年8月9日～令和4年8月15日の一週間とし、令和4年8月16日以降については、状況等を踏まえ延長または終了の事務連絡を再度発出するとのことです。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

別 添

< 抄 >

事 務 連 絡  
令和 4 年 8 月 10 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

令和 4 年 8 月 3 日からの大雨による災害を受けた  
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」  
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 3）

標記につきましては、別紙 1 のとおり社会保険診療報酬支払基金・国民健康  
保険中央会あてに連絡しているところ、今般の令和 4 年 8 月 3 日からの大雨に  
よる災害を受け、別紙 2 のとおり社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中  
央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を  
図られますようお願いいたします。

事務連絡  
令和 4 年 3 月 17 日  
(令和 4 年 7 月 19 日一部改正)

社会保険診療報酬支払基金 }  
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」  
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

オンライン資格確認等システムを導入している医療機関・薬局においては、最新の保険資格情報のみならず、患者がマイナンバーカードを用いて本人確認を行い、薬剤情報・特定健診情報等（以下「医療情報」という。）の提供に同意した場合に限り、医師等の有資格者は医療情報も閲覧することが可能です。

また、「オンライン資格確認等システム利用規約」（以下「利用規約」という。）第 21 条 2 項のとおり、災害等が発生した場合には、患者がマイナンバーカードを紛失等した場合であっても、医療機関・薬局は、オンライン資格確認等システムを通して保険資格情報・医療情報を閲覧することができます。

オンライン資格確認等システム利用規約

第二十一条 （略）

2 前項の規定によらず、天災地変により実施機関が必要と判断した場合は、患者から口頭で同意を取得することをもって、サービス利用者は薬剤情報・特定健診情報等の提供を求めることができます。また、同様の場合であって患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、前項の規定によらず、同意の取得は必要ありません。

災害等発生時における利用規約第 21 条 2 項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧は、医療保険情報提供等実施機関（以下「実施機関」という。）が「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化することで閲覧可能となります。

つきましては、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される災害等が発生した時には、災害救助法が適用された市区町村に対して、当面、災害救助法の適用第一報から一週間、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・

資格確認機能」をアクティブ化するとともに、その旨を同対象地域に存する医療機関・薬局に周知を行うよう、よろしくお願いいたします。

上記の取扱は、災害救助法等が適用される災害等が発生した時に実施機関において初動対応として実施いただくものとし、その上で、個別の災害等の状況に応じ、当課から上記の取扱について確認的に、又は上記の取扱の終了等について御連絡するために、別途事務連絡を発出させていただくことを申し添えます。

なお、今般の措置を講じるに当たり、医療機関・薬局において留意すべき点は別添のとおりです。対象地域の医療機関・薬局に周知する際に、併せて記載等いただきますようお願いいたします。

以上

事務連絡  
令和 4 年 8 月 10 日社会保険診療報酬支払基金  
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

令和 4 年 8 月 3 日からの大雨による災害を受けた  
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」  
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 3）

オンライン資格確認等システムの機能の 1 つである、災害等発生時における利用規約第 21 条 2 項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、「オンライン資格確認等システムにおける『緊急時医療情報・資格確認機能』をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 4 年 3 月 17 日付（令和 4 年 7 月 19 日一部改正）事務連絡）にてお示したところ、この具体的な適用範囲・期間について、下記の通り対応をお願いいたします。

なお、今般の措置を講じるに当たり、医療機関・薬局において留意すべき点は別添のとおりです。対象地域の医療機関・薬局に周知する際に、併せて記載等いただきますようお願いいたします。

## 記

## ○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

範囲	【青森県】弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鱒ヶ沢町、西津軽郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、北津軽郡中泊町
期間	令和 4 年 8 月 9 日（※）から一週間

※災害救助法の適用第 5 報

以上